

【問い合わせ先】

海上保安庁警備救難部

刑事課 田端, 中江 (海事, 漁業, 刑法等, 環境)

TEL 03-3591-6361(内線5402, 5420) 03-3591-7946(夜間直通)

国際刑事課 井手 (出入国, 薬物・銃器)

TEL 03-3591-6361(内線5502) 03-3581-1701(夜間直通)

警備課 内田, 上原 (外国船舶の入港等規制)

TEL 03-3591-6361(内線5606, 5610) 03-3591-9795(夜間直通)



平成24年3月2日

海上保安庁

平成23年の海上犯罪取締りの状況

TOPICS

◇ 平成23年は7,356件の海上犯罪を送致

前年に比べ733件減少しましたが、無検査航行などの海事関係法令（船舶安全法、船員法等）違反が556件減少したこと、船舶の衝突や乗揚げなどの刑法犯（業務上過失往来妨害罪等）が160件減少したことによるものといえます。

（送致件数の詳細は別図をご参照ください。）

◇ 密漁事犯が2,212件と5年連続で増加

※詳細は2ページをご参照ください。

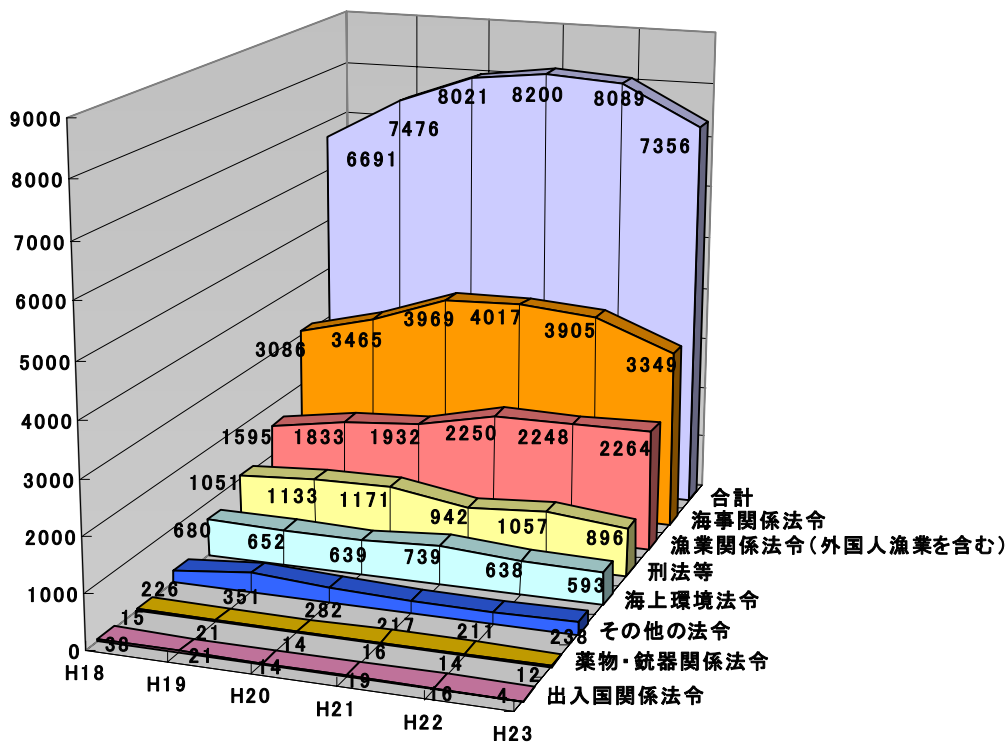
◇ 外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は11隻と前年より8隻増加

※詳細は4ページをご参照ください。

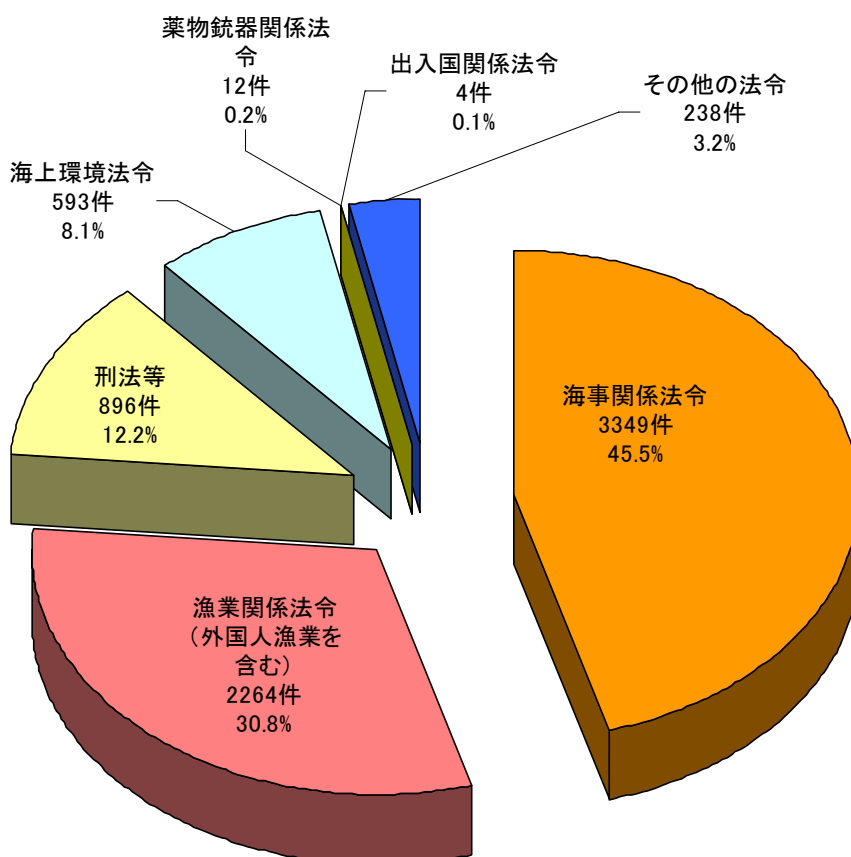


（その他具体的内容については別添をご参照ください。）

《法令別送致件数の推移(平成18年～平成23年)》



《法令別送致件数の構成比(平成23年)》



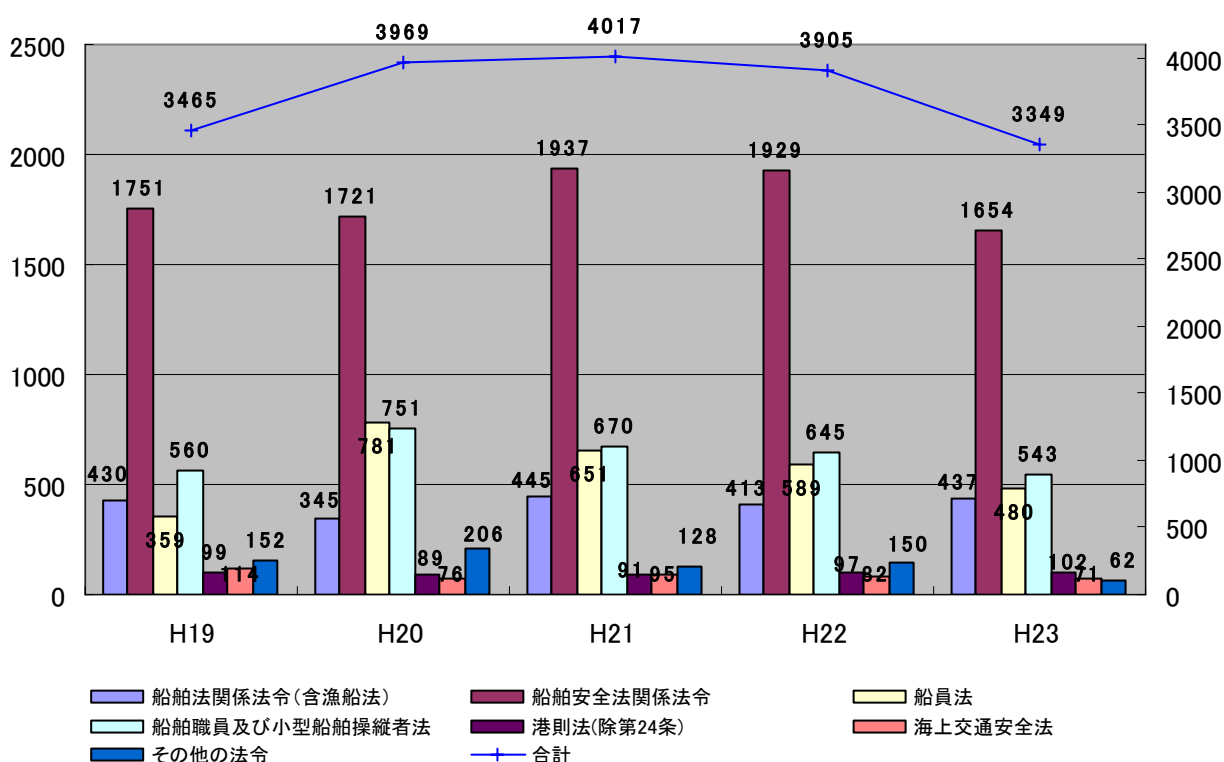
1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は3,349件(前年3,905件)で、前年と比較し556件(約14.3%)減少しました。

法令別では、無検査航行、定員超過や過積載の禁止等を規定した船舶安全法違反の送致件数が1,654件で全体の約49%を占め、次いで無資格運航の禁止等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が543件で全体の約16%を占めており、前年とほぼ同様の状況でした。

海上保安庁では、無資格運航や区域外航行のような海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する取締りや、海上輸送やマリンレジャー活動が活発化する時期に取締りを強化し、今後も海上交通の法秩序の維持に取り組んでいきます。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



【主な事件】

○ 航行区域を越えて航行する水上オートバイの船長5名を検挙(名古屋海上保安部)

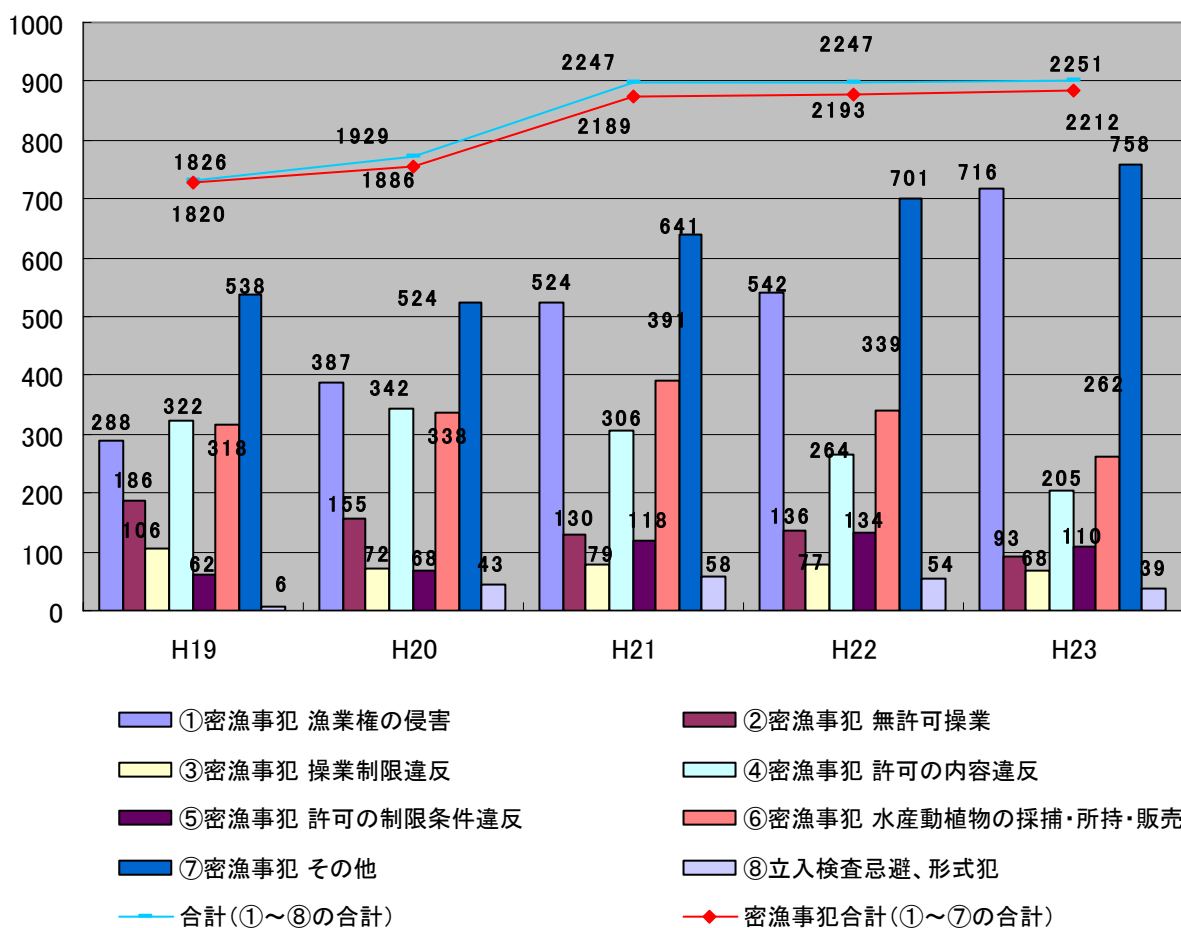
平成23年7月、名古屋海上保安部は、例年夏季シーズン、知多半島所在の海水浴場において、水上オートバイの無謀運転に起因する衝突や不法運航が跡を絶たないため、海陸一体となって取締り計画を策定、集中取締りを実施した結果、7月24日及び30日、航行区域を越えて水上オートバイを航行させた船長5名を船舶安全法違反で検挙しました。

2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の送致件数は2,251件(前年2,247件)で前年に比べ4件増加しました。漁業関係法令の中でも、無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,212件(全体の約98%,前年と比較して19件増加)を送致しました。



《漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の法令別送致件数の推移》



密漁の形態については、漁業者以外の者による魚貝類の採捕などから、多人数の密漁グループ、巡視船等の動きを監視し密漁者に連絡する見張りグループ、買い受ける水産物販売会社などが一体となった組織的で大掛かりなものや、暴力団の収入源となるものまで多岐に亘っています。大規模な事案と



としては、余罪を含め、密漁による水揚げが約1年半の間に4,500万円に迫るものもあります。特に悪質なものでは、地元漁業者が保護・育成してきた高級食材である、あわび、さざえ、なまこを狙い、潜水器を使用して根こそぎ捕獲するといったケースが挙げられます。

海上保安庁では、監視取締りを強化するなど、今後も悪質な密漁事犯の摘発に努めていきます。

【主な事件】

○ 悪質潜水器密漁者を現行犯逮捕（唐津海上保安部）

平成23年5月、唐津海上保安部は、密漁グループが潜水器密漁を繰り返しているという情報に基づき、密漁グループを壊滅させるため、長期の内偵捜査を行い、唐津市肥前町の沖合で「なまこ」や「さざえ」の潜水器密漁を行っていた2名を現行犯逮捕し、密漁により460万円にもものぼる不法収益を得ていたことを特定しました。また、密漁者だけではなく、密漁の背後で多額の利益を受けている仲買人についても摘発し、当該密漁物を買っていた男と、その男から密漁物を買取り加工販売していた女についても送致しました。



3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は11隻(前年3隻)で前年より8隻増加しました。違反の内容別に見ると、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反が7隻(無許可操業6隻, 禁止海域内操業1隻), 「外国人漁業の規制に関する法律」違反(領海内操業)が1隻, 漁業法違反(立入検査忌避)が3隻となっています。

我が国周辺海域の水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は跡を絶ちません。これらの外国漁船は、排他的経済水域の境界付近などの遠方海域や夜間に違法操業を行い、巡視船艇・航空機の接近を察知すると、摘発を逃れるために逃走し、さらには、海上保安官の移乗を妨げるためにジグザグに航走しながら抵抗するなど、その態様は広域化、悪質化しています。



海上保安庁では国内外関係機関のほか地元漁業者といった地域住民との連携協力を図り、情報収集・分析を行い外国漁船の操業実態の把握に努めるとともに、巡視船艇・航空機を効率的かつ効果的に配備し、厳正な監視取締りを実施していきます。

【主な事件】

○ 日本海で無許可操業の中国籍二艘曳き漁船船長を逮捕(新潟海上保安部等)

平成23年8月、水産庁新潟漁業調整事務所からの通報を受け、第九管区海上保安本部では、直ちに巡視船及び航空機を能登半島北西の排他的経済水域の境界線付近海域に急行させ、水産庁漁業取締船と共同で確認にあたったところ、我が国排他的経済水域において違法操業中の中国漁船2隻を確認しました。その後、これら2隻が停船命令に従わずジグザグ航行するなど逃走を続けるとともに、巡視船と逃走する漁船との間を、周囲の中国漁船が横切る行為を繰り返す中、巡視船が中国漁船2隻に対してそれぞれ強行接舷を実施し、海上保安官が移乗し停船させ、これら2隻の船長を「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」違反(無許可操業)により現行犯逮捕しました。翌々日、代理人から担保金制度に基づく担保金の提供を保証する書面が提供されたため、逮捕した2名を釈放しました。



4. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は896件(前年1,056件)で、前年と比較し160件(約15%)減少しました。

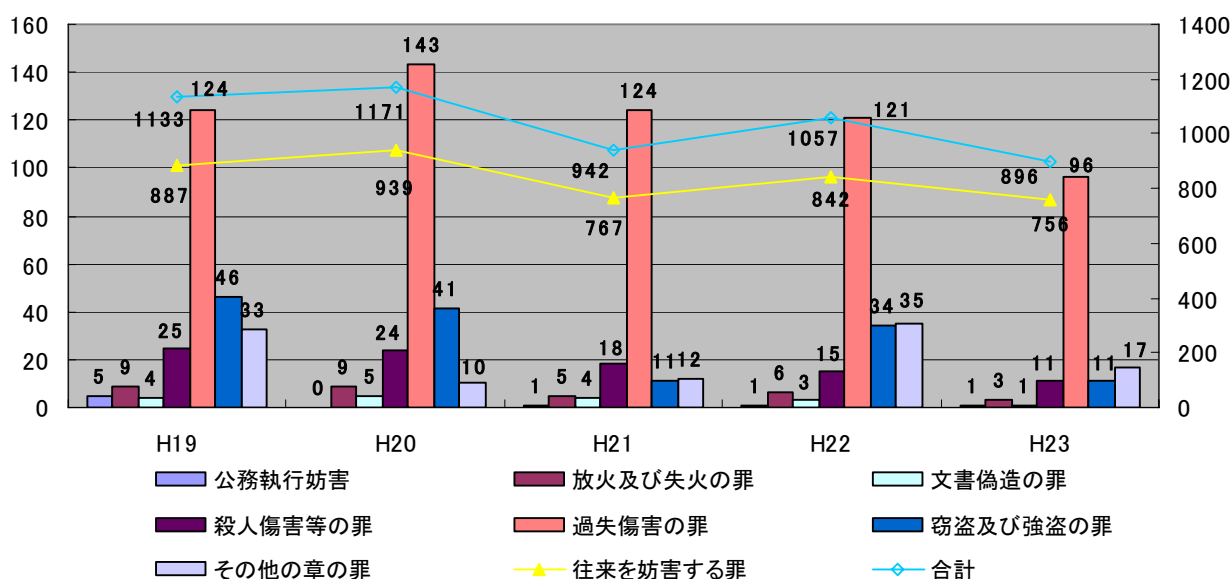
最も送致件数が多かったものは、衝突や乗揚げ等、往來を妨害する罪が756件(前年841件)で全体の84%、次いで乗船者を負傷させる等、過失傷害の罪が96件で全体の約11%とこれら船舶運航上の過失に起因するものが



全体のおよそ9割以上を占めており、前年とほぼ同様の状況でした。また、フェリー船内における窃盗事件や暴行事件などが12件(前年6件)で前年比較し6件増加しました。

海上保安庁では、悪質な衝突逃走事件や窃盗事件などに迅速かつ的確に対応するため、鑑識・鑑定体制の強化や資器材の充実に努めていきます。

《刑法犯の罪種別送致件数の推移》



【主な事件】

○ フェリー船内において現金を窃取した男を逮捕(門司海上保安部)

平成23年9月、門司海上保安部は、大阪南港から新門司港向け航行中のフェリーから女性客2名の財布から現金が盗まれたとの通報を受け、入港したフェリーに急行し、初動捜査を実施しました。

その後、現金が盗まれた女性客の室内で目撃されていた男を追及した結果、財布から現金を盗んだ事実を認め、更に、男性客1名の財布の窃盗についても事実を認めたことから、窃盗の容疑で通常逮捕しました。

5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 593 件（前年 638 件）で前年と比較し 45 件（約 7%）減少しました。

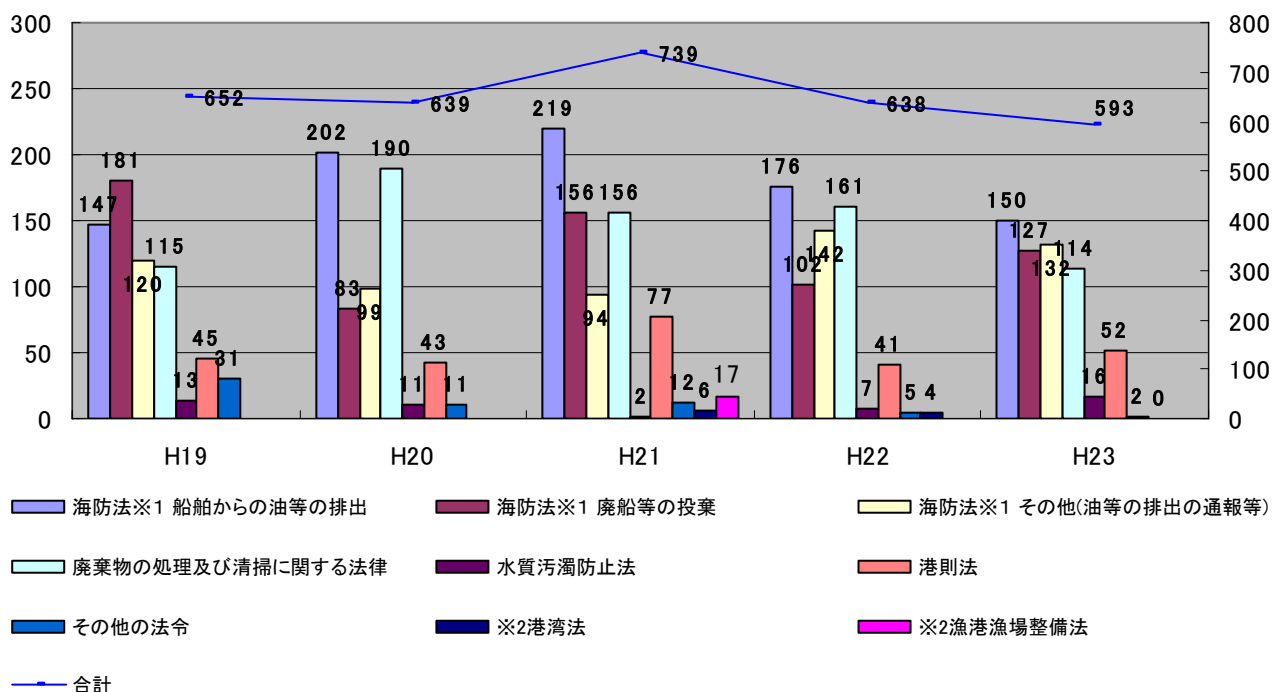
法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が 409 件で全体の約 69%を占めており、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が 114 件で全体の約 19%を占めています。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づいた担保金の提供による釈放制度を適用しており、その結果、12 事件（昨年 17 事件）について、担保金の提供を受けました。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の摘発を進めるとともに、航空機による広域監視能力を活用し、外国船舶による油不法排出事犯の確認を効率的に実施するなど海上環境事犯の摘発に努めます。



《海上環境法令違反の法令別送致件数の推移》



(※1 海防法:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律) (※2 平成 20 年から個別に統計を開始)

【主な事件】

○ 漁業残さを不法に投棄したとして漁業者を検挙（浦河海上保安署）

平成23年11月、浦河海上保安署は、平成23年1月から11月にかけて、処理費用を省くため漁業活動で発生した魚の死骸等の廃棄物約2.2トンが海岸に不法投棄されていた漁業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で検挙しました。なお、投棄された廃棄物については、投棄者により適正処理されています。



漁業残さを不法投棄する漁業者

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成 23 年の出入国関係法令違反の送致件数は 4 件(前年 16 件)で、前年と比較し 12 件減少しました。

近年の密航事犯は、小口化・巧妙化が顕著であり、主な形態の一つである潜伏密航は、船員が密航の成功報酬を目的に密航斡旋ブローカーから依頼を受け、自身の乗船する船舶に乗船させる手口であり、一度に数名程度の密航が主流となっています。

また、東日本大震災に伴い、政府を挙げて災害救援活動等に対応している中、韓国海洋警察庁は、3月18日、韓国釜山において震災の混乱に乗じた日本向け密航企図者等を摘発し、その後、同庁と海上保安庁間の連携により、同庁は最終的に総勢 30 名にも上る密航関係者を摘発し、国際犯罪組織の一つを壊滅させました。平成 23 年における韓国人密航者の摘発は無かったものの、同庁が摘発した日本向け密航者摘発情報は他にも認められ、依然として韓国ルートの密航事犯は潜在的に発生しています。

詳細については、平成 24 年 2 月 1 日付、公表の「平成 23 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」を参照してください。

7. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、12 件(前年 14 件)で、前年と比較し 2 件減少しました。

薬物・銃器事犯においては、従来からロシア人船員が関与した事件数が全体の多くを占めており、平成 23 年においても、総摘発件数 9 件中の 4 件にロシア人船員の関与が認められました。

この 4 件は、主に立入検査によって、船内から大麻や空気銃を発見したものであり、ロシア船に対する徹底した立入検査の強化が奏功しているものと考えられるとともに、ロシア人船員の遵法精神の低さやロシア国内での違法薬物等の入手の容易さが主な要因として考えられます。

詳細については、平成 24 年 2 月 1 日付、公表の「平成 23 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」を参照してください。

8. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 150 件をはじめとする 238 件(前年 211 件)で、前年と比較し 27 件(約 11%)の増加となりました。

このうち、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 5 件(前年 6 件)を検挙しております。

なお、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、58,510 件(前年 61,457 件)の船舶保安情報の事前通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自己警備)が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶 3,575 隻(前年 4,049 隻)に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については、110 隻(前年 225 隻)の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しましたが、検挙に至った例はありませんでした。ただし、立入検査の結果、正当な理由が無いと認められたため、領海外への退去を指導したにもかかわらず、再度正当な理由が無く領海内で停留等を行っていた 1 隻(前年 1 隻)に対して、同法に基づき領海外への退去を命じました。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を適確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期すこととしています。

【主な事件】

○ パナマ籍船を船舶保安情報の変更の無通報容疑で検挙(門司海上保安部)

平成23年4月、門司海上保安部は、大韓民国ウルサン港から京浜港川崎区向け航行するに際し、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船舶保安情報のうち、特定海域である瀬戸内海(関門海峡)に入域しようとする予定時刻に変更が生じたにもかかわらず門司海上保安部長に船舶保安情報の変更通報をせず入域したパナマ籍船の船長を同法違反等で検挙しました。

【領海外への退去を命じた事例】

平成23年7月、第十管区海上保安本部は、宮崎県日向沖の我が国領海内において停留しているパナマ籍貨物船を認め、同本部運用司令センターより同船をVHFで呼び出し交信したところ、やむを得ない理由なく停留していたことが判明したため、VHFにて領海外へ退去するよう指導した。

その後、同船は領海外へ退去したが、翌日同船が再び領海内に入域し停留しているのを第十管区海上保安本部が認めたため、立入検査を実施したところ、やむを得ない理由なく停留していたことが判明したので、同船船長に対し、直ちに領海外へ退去するよう命令した。